

令和7年4月25日

福電協 第6号

事務委託組合員 各位

労働保険事務組合
福岡電気工事業協同組合
事務局

令和6年度確定及び令和7年度概算 労働保険
《労災保険(現場)・労災保険(事務所)・雇用保険》の年度更新について

表題のとおり、本年度の労働保険の年度更新の時期となりました。

令和6年度保険料の確定額と令和7年度保険料の概算額を正しく算出し、国へ保険料の納付をする為に年度更新手続きを行います。

手続きに必要な書類を期限までに必ずご提出下さいますようお願いいたします。

書類不備や内容について確認の為にご連絡することがありますが何卒ご協力下さい。

【提出書類】 同封の下記書類

(ご会社の労働保険加入状況により③④の用紙に有無があります。)

労災(現場)保険・・・40-1-01-930225

①「労働保険等一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告」(組機様式第8号)

②「一括有期事業報告書」(組機様式第7号)

労災(事務)保険・・・40-1-01-930226

③「労働保険料算定基礎賃金等の報告」(組機様式第5号)

雇用保険・・・40-3-01-930222

④「労働保険料算定基礎賃金等の報告」(組機様式第5号)

※ 複写は取り外さず全てご提出下さい。

※ 全ての書類に法人印の押印は不要です。

※ 〔事業主控〕は労働局の受付後に納入通知書と合わせてご返却致します。

上記②③④については、組合HPのお知らせページ内又は厚生労働省HP「主要様式ダウンロードコーナー(労働保険適用・徴収関係主要様式)」にありますExcelのご使用が可能です。但し①については、特殊様式の為同封の書類にご記入下さい。

② 様式第7号(甲)「一括有期事業報告書・総括表(建設の事業)」A4用紙で印刷

③④組様式第4号「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」 用紙A4又はB4又はA3
又は組機様式第5号「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」のどちらか1種類

書類提出期限 2025年5月26日(月) 厳守

【今回の年度更新手続きにおける改正及び変更点】

令和7年度の雇用保険料率が引下げとなりましたが、ご提出に関する影響はありません。
その他改正及び変更点はございません。

【記入注意点】

1. 労災保険（現場）40-1-01-930225

①「一括有期事業報告書（建設の事業）」組機様式 第7号の作成。（記入例A・B参照）

※令和6年度中（2024年4/1～2025年3/31）の期間に終了した元請工事のみ
工事の種類ごとに用紙を分け、さらに工事開始時期ごとに分けて記入して下さい。
記入が1枚に収まらない又は複数の事業がある場合は「別紙」にご記入ください。

1件500万円未満の請負工事は「〇〇工事他〇件」とまとめて記載してください。

（元請工事がない場合は「元請工事なし」と記入してご提出下さい。）

1件1億8000万円以上の元請工事は工事前に個別の申告納付が必要です。

正しい記入の事例

・物件名のみではなく工事の内容を含めて記載します。

（誤）

（正）

〇〇邸他〇件 → 〇〇邸新築屋内配線工事他〇件

・取引業者ごとではなく工事内容を記載します。

（誤）

（正）

A社 30件 → 〇〇店舗LED照明取替工事他59件

B社 20件

※500万円以上の工事がない場合

C社 10件

・税抜500万円未満の工事は合計し「他〇件」と記載します。

（誤）

（正）

A邸改修工事 → A邸改修工事

5,000,000円

5,000,000円

B邸改修工事

B邸改修工事他2件

4,000,000円

9,000,000円

C邸改修工事

3,000,000円

D邸改修工事

2,000,000円

35：新築に伴う電気工事・屋外建築物の電気工事・太陽光発電設備設置工事
送電線及び配電線工事・外灯設備の設置及び移設工事・信号機の設置工事
※屋外工事を主として行う場合はこちらになります。

38：既設建築物の内部において行われる電気設備工事

※上記どちらも改修・維持・復旧工事を含みます。

元請工事のみご記入下さい。

- ・元請工事とは、発注者（施主＝官公庁、民間企業、個人など）から直接工事を請け負った工事のことをいいます。
- ・なお、下請工事とは他の建設業者から工事全体及び一部を請け負った工事のことをいいます。（下請工事は記入しないでください。）

《7号用紙を記入する際の労務比率と保険料率について》

前年度からの変更はありません。

業種番号	業 種	労務比率	保険料率
35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	23	9.5
38	既設建築物設備工事業	23	12

$$\boxed{\text{請負金額（7号用紙の㊸）}} \times \boxed{\text{労務比率（7号用紙の㊹）}} = \boxed{\text{賃金総額（7号用紙の㊺）}}$$

②「労働保険一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告」組機様式第8号・別添様式の作成。（7号用紙からの数字を転記） 記入例C参照

- ※ 事業の種類（35・38）と開始時期に注意して転記して下さい。
- ※ 賃金総額は、7号用紙の㊺の合計金額の千円未満を切捨てた数字を転記して下さい。

$$\boxed{\text{賃金総額（千円未満切捨て）}} \times \boxed{\text{保険料率}} = \boxed{\text{保険料額}}$$

- ※ 一般拠出金の納付は、「石綿（アスベスト）による健康被害の救済に関する法律」により、全ての労災保険適用事業所が対象となっています。

0.002/1000 （料率の変更なし）

- ※ 納付方法・・・分納（3回）または一括（第1期で全納）をどちらかを選択（記入がない場合は前年度の納付方法から変更なしとして処理いたします。）
- ※ 労災保険の特別加入制度

ご加入者の給付基礎日額を変更したい場合は希望の日額を記入してください。「特別加入制度」に加入していない事業主や役員、家族従事者が万が一ケガをされた場合は労災が適用されません。特に現場工事で作業をされる事業主は「特別加入制度」に加入することを推奨します。

なお、特別加入を希望する場合は事業主・役員・家族従事者のうち、現場で作業に従事している人全員を包括して加入することが原則です。

新規加入ご希望の場合又は脱退希望の際はご連絡ください。

2. 労災保険（事務労災） 40-1-01-930226 各枝番号

①「労働保険料算定基礎賃金等の報告」組機様式第 5 号を作成。（記入例 D 参照）

※ 用紙の左側半分に記入

令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月の賃金総額を月ごとに記入してください。

※ 雇用保険の加入要件を満たさないパートタイム従業員も申告に含めます。

3. 雇用保険 40-3-01-930222 各枝番号

令和 7 年度の雇用保険料率に変更がございます。

【雇用保険料率】

	雇用保険料率	（うち労働者負担）	（うち事業主負担）
R6 年 4/1～3/31	18.5/1000	7/1000	11.5/1000
R7 年 4/1～3/31	17.5/1000	6.5/1000	11/1000

①「労働保険料算定基礎賃金等の報告」組機様式第 5 号を作成。（記入例 E 参照）

※ 用紙の右側半分に雇用保険対象被保険者の総人数及び賃金の合計を月ごとに記入してください。

※ 雇用保険被保険者ではない者（代表者や役員、代表者の同居家族等）の賃金は含みませんのでご注意下さい。

※ 役員で雇用保険の資格のある者（使用人兼務役員）は(6)に記入してください。

※ 一人でも労働者を使用して次の 1.2.両方とも当てはまる場合は雇用保険に加入しなければなりません。（パート・アルバイトも含みます。）

1. 1 週間当たりの所定労働時間が 20 時間以上であること

2. 30 日以上雇用見込みがあること

～その他のご連絡事項～

① 労働者がいないご会社の労災手続きについて

複数年にわたり従業員等の労働者がおらず、自社が元請の工事において、他社の従業員を応援等により使用することがない場合や短期労働者を雇用しない会社（特別加入者以外に労災事故を報告するケースがない会社）については、状況を確認し一人親方労災保険へ切り替えを行うように福岡労働局から指導されております。

後日、対象の組合員へ元請工事又は雇用状況等について個別にご相談する場合がありますので予めご了承ください。

② 年度更新書類の用紙について

用紙については、表紙下記にご案内の通り、一部書類について Excel 等に入力したものを印刷してご使用可能です。

但し、用紙は A4・B4・A3 のいずれかにてご出力お願いします。

以 上